

(参考3) 医療療養病棟医療区分2または3の状態等選定チェックリスト(仮)

項目	定義	留意点
□ 尿路感染症に対する治療を実施している状態	尿沈渣で細菌尿が確認された場合、もしくは白血球尿(>10/HPF)であって、尿路感染症に対する治療を実施している状態	連続する14日間を限度とし、15日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当
□ 脱水に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態	発熱に対する治療を行っている場合に限る。尿量減少、体重減少、BUN/Cre 比の上昇等が認められ、脱水に対する治療を実施している状態	連続した7日間を超えて24時間持続して点滴を行った場合は、8日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当
□ 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態	黒色便、コーヒー残渣様嘔吐、咯血、痔核を除く持続性の便潜血が認められる状態	出血を認めた日から7日間まで、本項目に該当
□ 頻回の嘔吐(1日に複数回)に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態	発熱に対する治療が行われている場合に限る	嘔吐のあった日から3日間は、本項目に該当
□ 頻回の血糖検査を実施している状態	糖尿病に対するインスリン治療を行っているなどの、1日3回以上の頻回の血糖検査が必要な状態に限る	検査日から3日間まで、本項目に該当する
□ 中心静脈栄養を実施している状態	中心静脈栄養とは、消化管の異常、悪性腫瘍等のため消化管からの栄養摂取が困難な場合に行うものに限るものとし、単に末梢血管確保が困難であるために行うものはこれに含まない。ただし、経管栄養のみでカロリー不足の場合については、離脱についての計画を作成し実施している場合に限る、経管栄養との一部併用の場合も該当する	
□ ドレーン法または胸腔もしくは腹腔の洗浄を実施している状態	胸腔または腹腔のドレーンまたは洗浄を実施しているものに限る	
□ 脊髄損傷	頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る	
□ 慢性閉塞性肺疾患	ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る	
□ 悪性腫瘍	医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る	医療用麻薬等とは、WHO's pain ladder に定められる第2段階以上のものをいう
□ 肺炎に対する治療を実施している状態	肺炎に対し画像診断及び血液検査を行い、肺野に明らかな浸潤影を認め、血液検査上炎症所見を伴い、治療が必要な状態	
□ 褥瘡に対する治療を実施している状態(皮膚層の部分的喪失が認められる場合または褥瘡が2カ所以上に認められる場合に限る。)	褥瘡に対する治療を実施している状態(以下の分類にて第2度以上に該当する場合もしくは褥瘡が2カ所以上に認められる状態に限る) 第2度: 皮膚層の部分的喪失: びらん、水疱、浅いくぼみとして表れる 第3度: 皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある 第4度: 皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している	部位、大きさ、深度等の褥瘡の程度について診療録に記載し、それぞれについての治療計画を立て治療を実施している場合に該当する
□ 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態	末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態(以下の分類にて第2度以上に該当する場合に限る) 第2度: 皮膚層の部分的喪失: びらん、水疱、浅いくぼみとして表れる 第3度: 皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある 第4度: 皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している	
□ 1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態	1日8回以上の喀痰吸引とは、夜間を含め3時間に1回程度の喀痰吸引を行っている	
□ 創傷(手術創や感染創を含む)、皮膚潰瘍または下腿もしくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態	1日2回以上、ガーゼや創傷被覆材の交換が必要な場合に限る	

※上記の他難病法に該当する難病も医療区分2に該当する見込み

※人工呼吸器使用状態など特別な管理と重複する事例は省略

※医療区分のうち精神科医療が必要な場合は入院に限定される項目は除外している